

令和7年度山形県立左沢高等学校支援事業補助金  
(路線バス利用の定期券等購入費用一部補助) 交付要綱

(目的)

第1条 町は、山形県立左沢高等学校（以下「左沢高等学校」という。）の生徒の確保を目的として、路線バスを利用する生徒の保護者並びに親権を有するもの（以下「保護者等」という。）に対し、予算の範囲内において山形県立左沢高等学校支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、左沢高等学校に在学する生徒の保護者等とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助額及び条件は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長に対し、左沢高等学校長を通じて、山形県立左沢高等学校支援事業補助金交付申請書兼交付請求書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 定期券購入時の領収書又は定期券の写し等有効期間及び金額が分かるもの。払い戻しが有った場合には払戻計算書等その払い戻しの金額が分かるもの。
- (2) 学生証の写し。ただし、当該学生の在学を確認できる学校が発行する一覧等をもって代えることができる。
- (3) その他必要と認めるもの。

2 補助金の申請は、原則として6カ月分をまとめて半期毎に申請するものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、山形県立左沢高等学校支援事業補助金交付決定通知書兼支払通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するとともに、交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、補助金を交付する場合は、当該補助金を交付決定者の指定金融機関に振り込むものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の実績報告については、第4条第1項の申請書をもって提出されたものとみなす。

(補助金の返還)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、山形県立左沢高等学校支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(別記様式第3号)により、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて既に交付した補助金の

全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他補助事業の実施に関して町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(交付台帳)

第 8 条 町長は、補助金の交付状況を明らかにするため、山形県立左沢高等学校支援事業補助金交付台帳(別記様式第 4 号)を備えるものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

別表第 1(第 3 条関係)

| 区分      | 補助対象経費                                       | 補助額                                                                | 条件                                                   |
|---------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 路線バス通学費 | 生徒が自宅等から<br>左沢高等学校へ通<br>学するために使用<br>する定期券購入費 | ・購入費の 2 分の 1<br>に相当する額<br>(10 円未満切捨て)<br>・補助金の上限は<br>月 3,000 円とする。 | 他の補助金等を受ける<br>場合は、当該補助金額<br>等を補助対象経費から<br>差し引くものとする。 |